

記者会見要旨
(2026年6月22日)

I 最近の協会、業界の主な動向について

1. 2026年4月2日に開催した前回の記者会見後の協会及び業界の主な動向や、協会が今後政策的な実現を目指す重要課題を中心に<資料1>及び<資料2>を基にお話いたします。
2. <資料2>では、協会が今後政策的な実現を目指す重要課題を6点挙げております。
3. 1点目は、定時株主総会の開催時期の後ろ倒しを伴う金融商品取引法・会社法における開示書類の一本化及び監査の一元化です。
4. 現在、金融商品取引法・会社法における開示及び監査が二元化していることによって、社会的なコストが非常に大きくなっております。
5. 協会は、効率的な開示制度の実現という観点から、一本化及び一元化を以前から主張し続けてきましたが、2025年3月に金融担当大臣から株主総会前の適切な情報提供が要請され、本来は総会3週間前に有価証券報告書を開示すべきと明言されたことが契機となり、一本化及び一元化に向けた見直しが本格的に進み始めました。
6. 4月15日の法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会第13回会議では、協会から開示・監査一本化に関する会員向けアンケート調査結果と、会社法制の見直しに関する当会の意見に関して説明を行いました。
7. また、5月22日には「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」に対する協会からの意見を公表しております。
8. 決算日の後、株主総会まで3か月という期間で監査を行うスケジュールのまま、総会の3週間前開示を目標とすると、財務諸表作成者の負担が大きく、監査品質にも影響が及ぶことが懸念されます。
9. 情報の信頼性を確保するためには、財務諸表の作成のために十分な準備期間を設ける、又は業務負担を軽減することが必要であり、十分な監査期間も必要となります。
10. そのため、協会は、議決権行使の基準日を変更して株主総会開催を後ろ倒しにすることによって、財務諸表作成者側及び監査人が情報開示や監査の品質を向上させ、利用者側は総会の3週間前には有価証券報告書を利用し意思決定を行うことができる三方よしの制度設計としていくことを主張しております。
11. 総会の開催時期の後ろ倒しの検討については、5月22日に公表されたコーポレートガバナンス・コードの改訂案においても盛り込まれております。
12. 総会の開催日は、特定の日に集中する傾向がありますが、今年は、総会の約3割

が今週末の6月26日に開催される見込みであり、総会全体の約7割が6月末の7日間に集中しています。

13. 依然として決算及び監査の現場の負担も集中していると考えられるため、協会としても株主総会の後ろ倒しを進めていく必要があると認識しております。
14. また、開示書類の一本化は、情報の比較可能性を確保する観点から、全ての上場企業へ段階的に強制適用とすべきと考えております。

15. 2点目は、サステナビリティ保証業務の品質担保のための体制整備です。
16. 2027年4月（2028年3月期）から、東証プライム市場時価総額3兆円以上の企業に対し、サステナビリティ情報開示の義務化が開始される見込みとなりました。
17. サステナビリティ保証業務の担い手として、公認会計士を始めとした保証業務実施者がその保証の品質をどう担保するかが重要だと考えております。
18. 開示に向けたサステナビリティ保証業務の義務化を見据え、5月25日には企業会計審議会第1回サステナビリティ情報保証部会が開催され、我が国のサステナビリティ保証基準等のあり方など、基本的な考え方の検討が開始されています。
19. 協会では、2026年3月に、一定のデュープロセスを経て策定した、国際基準と整合するサステナビリティ保証業務に関する実務指針及び品質管理基準を公表しました。
20. また、国際基準と整合する倫理規則改正案についても、本年7月の定期総会に付議予定のものを公表済みで、公認会計士がサステナビリティ保証業務を実施する上で、必要な基準の整備を進めております。
21. サステナビリティ保証業務の品質を担保するために国際基準に則った保証基準が策定されるよう、今後も企業会計審議会に協力していきたいと思っております。

22. 3点目は、米国を参考とした金融商品取引法「確認書」制度の実効性確保です。
23. 自民党金融調査会提言2026において、有価証券報告書の記載内容が適正であることを経営者が確認する確認書について、米国等の制度を踏まえて実効性を確保すべきとされました。
24. 協会は、この提言の方向性に賛同し、これを後押ししたいと考えております。
25. 日本における有価証券報告書の記載内容に関する確認書制度は、有価証券報告書の記載内容の適正性を経営者が確認する仕組みとなっていますが、米国では、経営者が開示手続の構築及び維持について責任を負う旨の宣誓書を作成し、さらに、署名者である経営者がその実効性を自ら評価した上で、その結論を年次報告書等に記載したことを宣誓することが定められています。
26. 米国では、宣誓書に虚偽の記載があった場合、刑事罰の対象になるという法律構成になっており、経営者の意識改革をする上では、非常に重要な制度であると思

われます。

27. 最近の上場会社の会計不正事案を踏まえると、米国を踏まえた制度の見直しにより経営者の規律の向上を図るべきと強く思っております。
28. 4点目は、コーポレートガバナンス改革です。
29. 取締役会による開示に対する監督機能の高度化によって、独立社外取締役の牽制機能がしっかり発揮され、不正に対する抑止力となり、実効性あるガバナンスの枠組みができると、規律ある経営体制が構築できればよいと考えております。
30. 5点目は、会計リテラシー向上に向けた環境整備です。
31. 学習指導要領「解説」に企業会計や会計情報の活用が明記され、中学校社会科・高等学校公民科における会計教育が進展しています。
32. 一方、資産運用立国という政府の方針の中で推進されている金融経済教育と連携しながら会計教育の更なる普及・定着を目指したいと考えています。
33. 金融教育の土台には会計教育が必要だと思っておりますので、会計教育を学習指導要領の「解説」から「本文」に明記していただき、記載内容を充実させてほしいという要望を出しております。
34. また、実効性ある会計教育の普及・定着のために、協会では教員支援を継続し、教材の提供や教員への研修を進めております。
35. 6点目は、公認会計士法改正です。
36. 上場会社監査の担い手の裾野が広がる中、監査品質を維持・向上させるためには、中小監査事務所の経営基盤強化も重要な課題です。
37. 中小監査事務所の人的体制や、財政基盤の強化などに向けて、様々な形で規模の拡大を各事務所に検討いただく必要がありますが、特にAI等のIT投資を行う上では、一定の投資が可能な規模が必要です。
38. 現在、公認会計士法では、監査法人の重要な意思決定を行う際には社員全員の同意が必要とされており、この要件が、今後の規模拡大に向けた機動的な意思決定の妨げとなる場合があります。
39. そのため、協会は、監査品質の向上や監査法人の経営基盤強化の観点から、公認会計士法における総社員同意要件の緩和について検討が望まれると考えております。
40. <資料1>をご覧ください。6月4日には、協会から「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請に対する意見を公表し、のれんの非償却を支持しないという意見発信を行いました。

Ⅱ 令和9年度税制改正意見書について

41. 次に、税制改正意見書の概要をご説明いたします。〈資料4〉をご覧ください。
42. 協会にとって租税は重要な会務の一つであり、税制改正意見書は、公平中立な立場より、税制という制度を使って経済の発展に貢献できないかという観点で、半年ほどの期間をかけて租税調査会でまとめています。
43. 協会は、これまでも税制で解決できる課題について積極的に情報発信するとともに、関係者と協議を重ね、その年の解決すべき重点課題に対する意見を取りまとめてきました。
44. 本日もこの意見書が多くの関係者の耳目を集め、意見交換の材料となって政策の実現に貢献できることを期待するものです。
45. 意見書は、3ページ左上の税制のあり方に関する提言と、4ページの税制改正に関する個別意見の大きく2つに分かれています。
46. 3ページの税制のあり方に関する提言は、社会的な問題に対して、税制の観点から比較的長期的な視点で、こういった考え方があるのではないかとすることで記載を行なっているものです。
47. 一方で、4ページの税制改正に関する個別意見では、主に現行税制の問題等に関するものであることを基本に、各税制について意見を述べたものです。
48. 今年度は重点意見として4項目を選定しておりますので、順番にご説明します。
49. 最初に、重点意見①として、研究開発税制における人件費に係る専ら要件を削除することについて説明いたします。6ページをご覧ください。
50. この研究開発税制とは、専ら従事している者のみ、税制の適用が可能となる制度です。
51. 製品の製造等に係る試験研究のために要する費用に含まれる人件費は、「専門的知識をもって当該試験研究の業務に「専ら」従事するものに限る。」と規定されています。
52. 中小企業においては、限られた人的資源の中で試験研究に取り組まざるを得ない実態があり、多くの場合は試験研究以外の業務を兼務しながら試験研究業務を行っています。
53. 現在は、「専ら」要件の存在により、中小企業では人件費に係る本税制の適用が抑制的になっていることも考えられるため、試験研究のために要する費用に含まれる人件費について、「専ら」要件を満たさなくても、専門的知識をもって試験研究の業務に従事している場合には、税額控除対象とすることが検討されるべきと記載しています。
54. 続きまして、重点意見②は、取引相場のない株式等の評価について、事業承継や成長投資の観点を考慮することになります。7ページをご覧ください。

55. 取引相場のない株式等の評価については、相続税法 22 条に規定される時価主義の下、財産評価基本通達の定めに基づき、評価会社の規模や株主の区分に応じて、異なる評価方法が定められています。
56. これに関連して、会計検査院の「令和 5 年度決算検査報告」におきましても、評価制度のあり方について様々な観点から、より適切なものとなるよう検討を行なっていくことが肝要とされたところです。
57. この株式の評価は、7 ページの上から 3 行目に記載されている純資産価額方式と、類似業種比準価額方式という 2 つの方式がございます。
58. 純資産価額方式は、各資産の合計額から各負債の合計額を控除することで評価額が算定される方式であり、法人の清算を前提とした評価となります。
59. これは、事業承継される会社の取引相場のない株式等の評価においても同様であり、相続・贈与後も事業継続を前提として使用する事業用財産、土地建物等を含むすべての資産について清算を前提として評価することとなります。
60. つまり、使用している工場であっても換金したとして計算をして、納税評価を行うという実務がございます。
61. 我が国において、公平かつ確実な課税の機会が確保されるべきことは当然ではありますが、事業承継が本来、長期的な視点での事業計画や成長投資を検討する機会であることに鑑みますと、事業継続のために必要不可欠な事業用財産については換金・処分の困難性に見合った評価方式を採用すること、又は一定の額を控除して算定する方式を検討することは、担税力を考えると必ずしも不合理とは言えないのではないかと考えております。
62. かつ、そのような観点で評価して納税することが、今後の企業の成長を通じて、我が国の経済に貢献に繋がるとも考えております。
63. そのような観点で純資産評価する場合、具体的にどのように進めていくかはご意見をいただくことになるとと思いますが、単純に全部清算の評価でやってしまうと、事業承継や成長投資の観点から合理的ではない面もあるのではないかとこの趣旨で記載をしています。
64. 続きまして、重点意見③の事業承継税制を中小企業の円滑な事業承継に資する税制として維持することについてご説明します。8 ページ及び 9 ページをご覧ください。
65. 2026 年 12 月末で事業承継税制の特例税制の期限を迎えることから、この点は、昨年から引き続き重点意見として記載しております。
66. 現行制度では、特例措置であれ一般措置であれ、課税の繰延べであり、猶予された税額が、事業承継後更に次世代に事業承継されるまで、長期間にわたりその猶予が続くこともあり得るため、いろいろなリスクがあるのではないかと考えられています。

67. この措置自体は企業の事業承継に有益と考えており、令和9年に特例措置が期限切れとなった後も事業承継税制が継続できるように、様々な制限を撤廃したり、条件を緩和して実質的に特例税制を維持していくのがよいという趣旨で記載を行っています。
68. 最後に、重点意見④の期中取得した外国子会社に係る外国子会社合算税制の所得合算範囲の適正化を図ることについてご説明します。10ページをご覧ください。
69. 合算税制においては、期中でその対象になったとしても1年間丸々合算されてしまうため、例えば、7月1日や10月1日から合算課税の対象になった場合、日割りで合算するほうがより適正な課税が実現され、国際競争力の強化という観点からも好ましいのではないかという趣旨の意見を記載しております。
70. 本年度の租税調査会の意見書として、重点事項の説明は以上です。

Ⅲ 統合報告書 2026 について

71. <資料1>のとおり、6月10日に協会のウェブサイトにおいて、統合報告書の電子版を公表いたしました。本日冊子版も完成し、お手元に配付しておりますので、併せてご紹介させていただければと思います。
72. 協会の統合報告書は、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションの一環として作成しているものです。
73. 協会における取組を紹介しておりますので、ぜひご覧いただければと思います。
74. まあ、統合報告書の28ページには、本日ご説明させていただいた令和9年度税制改正意見書に関する内容も掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

以 上